

市役所関係

表中の問い合わせは、4月末日までは現在お住まいの市の市役所各課へ、5月1日以降は、さいたま市の各総合行政センター等へお問い合わせ下さい。

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
○ 住民票 ○ 戸籍 ○ 印鑑登録証 ○ 外国人登録証	左記の登録者 左記の登録者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 市役所において職権で変更します。 ・ 住所変更の手続きは必要ありません。 ・ 合併後、ご来庁の際に変更の記載をします。	< 4月末日まで > 浦和市市民課 ☎829 - 1239 大宮市市民課 ☎647 - 8096 与野市市民課 ☎858 - 0215 < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 市民課 ☎829 - 6029 大宮総合行政センター 市民課 ☎647 - 8096 与野総合行政センター 市民課 ☎858 - 0215
○ 国民年金被保険者の住所	左記年金の被保険者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4月末日まで > 浦和市国民年金課 ☎829 - 1312 大宮市国民年金課 ☎643 - 4321 与野市保険年金課 ☎853 - 2211（代） < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 国民年金課 ☎829 - 6149 大宮総合行政センター 国民年金課 ☎647 - 8104 与野総合行政センター 国民年金課 ☎858 - 0210
○ 国民健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の被保険者証は、有効期限までそのままお使いになれます。 新しい被保険者証を7月末日までに郵送しますので、8月1日からは新しい被保険者証をお使い下さい。	< 4月末日まで > 浦和市国民健康保険課 ☎829 - 1391 大宮市国民健康保険課 ☎647 - 8103 与野市保険年金課 ☎853 - 2211（代） < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 国民健康保険課 ☎829 - 6141 大宮総合行政センター 国民健康保険課 ☎647 - 8103 与野総合行政センター 国民健康保険課 ☎858 - 0221
○ 国民健康保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 標準負担額減額認定証は、5月31日までそのままお使いになれます。 新市の認定証は、次回認定時に該当する方に交付します。	< 4月末日まで > 浦和市国民健康保険課 ☎829 - 1390 大宮市国民健康保険課 ☎647 - 8102 与野市保険年金課 ☎853 - 2211（代） < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 国民健康保険課 ☎829 - 6140 大宮総合行政センター 国民健康保険課 ☎647 - 8102 与野総合行政センター 国民健康保険課 ☎858 - 0221

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
○ 老人医療の入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額・認定証	左記の認定証をお持ちの方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 各種認定証は、5月31日までそのままお使いになれます。 新市の認定証は、次回認定時に該当する方に交付します。	< 4月末日まで > 浦和市国民健康保険課 ☎829 - 1289 大宮市福祉医療課 ☎647 - 8111 与野市保険年金課 ☎853 - 2211 (代) < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 福祉医療課 ☎829 - 6126 大宮総合行政センター 福祉医療課 ☎647 - 8123 与野総合行政センター 福祉医療課 ☎858 - 0209
○ 老人保健医療受給者証 ○ 老老人医療費受給者証 ○ 老人保健特定疾病療養受療証	左記の受給者証等をお持ちの方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の受給者証等は、そのままお使いになれます。 合併後に新しい受給者証等を郵送しますので、お手元に届きましたら新しい受給者証等をお使い下さい。	< 4月末日まで > 浦和市介護保険課 ☎829 - 1263 大宮市介護保険課 ☎647 - 8775 与野市介護保険課 ☎858 - 0247 < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター あんしん介護課 ☎829 - 6132 大宮総合行政センター あんしん介護課 ☎647 - 8775 与野総合行政センター あんしん介護課 ☎858 - 0247
○ 介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を5月中に郵送しますので、お手元に届きましたら新しい被保険者証をお使い下さい。	< 4月末日まで > 浦和市介護保険課 ☎829 - 1263 大宮市介護保険課 ☎647 - 8775 与野市介護保険課 ☎858 - 0247 < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター あんしん介護課 ☎829 - 6132 大宮総合行政センター あんしん介護課 ☎647 - 8775 与野総合行政センター あんしん介護課 ☎858 - 0247
○ 介護保険標準負担額減額認定証 ○ 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証） ○ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証） ○ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 ○ 訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置） ○ 社会福祉法人等利用者負担減免確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減免措置）	左記の認定証等をお持ちの方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4月末日まで > 浦和市介護保険課 ☎829 - 1263 大宮市介護保険課 ☎647 - 8775 与野市介護保険課 ☎858 - 0247 < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター あんしん介護課 ☎829 - 6132 大宮総合行政センター あんしん介護課 ☎647 - 8775 与野総合行政センター あんしん介護課 ☎858 - 0247
○ 乳幼児医療費助成制度 ○ ひとり親家庭等医療費助成制度	左記の登録者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4月末日まで > 浦和市児童福祉課 ☎829 - 1302 大宮市福祉医療課 ☎647 - 8035 与野市保険年金課 ☎853 - 2211 (代) < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 福祉医療課 ☎829 - 6125 大宮総合行政センター 福祉医療課 ☎647 - 8111 与野総合行政センター 福祉医療課 ☎858 - 0209
○ 児童扶養手当証書	左記手当の受給者	・ 住所等は更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。	< 4月末日まで > 浦和市児童福祉課 ☎829 - 1302 大宮市福祉医療課 ☎647 - 8123 与野市児童福祉課 ☎858 - 0220 < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 子育て支援課 ☎829 - 6118 大宮総合行政センター 子育て支援課 ☎647 - 8124 与野総合行政センター 子育て支援課 ☎858 - 0220
○ 児童手当	左記手当の受給者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4月末日まで > 浦和市児童福祉課 ☎829 - 1302 大宮市福祉医療課 ☎647 - 8123 与野市児童福祉課 ☎858 - 0220 < 5月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 子育て支援課 ☎829 - 6118 大宮総合行政センター 子育て支援課 ☎647 - 8124 与野総合行政センター 子育て支援課 ☎858 - 0220

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
○身体障害者手帳（赤い手帳） ○療育手帳（緑の手帳）	左記の手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありませんが、変更を希望される方は、合併後に来庁し、手続きを行ってください。	< 4 月末日まで > 浦和市障害福祉課 ☎829 - 1283 大宮市障害福祉課 ☎647 - 8117 与野市障害福祉課 ☎858 - 6045 < 5 月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 障害者支援課 ☎829 - 6112 大宮総合行政センター 障害者支援課 ☎647 - 8117 与野総合行政センター 障害者支援課 ☎858 - 6045
○心身障害者医療費受給者証	左記の登録者	・住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を5月中に郵送します。	< 4 月末日まで > 浦和市障害福祉課 ☎829 - 1283 大宮市福祉医療課 ☎647 - 8035 与野市保険年金課 ☎853 - 2211（代） < 5 月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 福祉医療課 ☎829 - 6125 大宮総合行政センター 福祉医療課 ☎647 - 8111 与野総合行政センター 福祉医療課 ☎858 - 0209
○特別児童扶養手当証書	左記の登録者	・住所変更の手続きは必要ありません。	< 4 月末日まで > 浦和市障害福祉課 ☎829 - 1283 大宮市福祉医療課 ☎647 - 8035 与野市児童福祉課 ☎858 - 6045 < 5 月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 障害者支援課 ☎829 - 6111 大宮総合行政センター 障害者支援課 ☎647 - 8117 与野総合行政センター 障害者支援課 ☎858 - 6045
○交通災害共済	左記共済の加入者	・住所変更の手続きは必要ありません。	< 4 月末日まで > 浦和市自治文化課 ☎829 - 1245 大宮市交通保安部総務課 ☎647 - 8092 与野市交通防災対策室 ☎ 858 - 0207 < 5 月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 交通保安課 ☎829 - 6053 大宮総合行政センター 交通保安課 ☎647 - 8194 与野総合行政センター 交通保安課 ☎858 - 0207
○保育園、学校等への住所変更手続	学校等の在学者等	・市立の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校及び養護学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、国立、私立の学校等については、	< 4 月末日まで > 各学校等 < 5 月1日以降 > 各学校等

件 名	該 当 者	手 続 き 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
○ 原動機付き自転車 (125CC以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識の交付を受けている方	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4 月末日まで > 浦和市市民税課 ☎829 - 1175 大宮市市民税課 ☎647 - 8592 与野市市民税課 ☎858 - 0211 < 5 月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 市民税課 ☎829 - 6065 大宮総合行政センター 市民税課 ☎647 - 8570 与野総合行政センター 市民税課 ☎858 - 0211
○ 下水道事業受益者負担金	左記の納付義務者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 市役所において職権で変更します。	< 4 月末日まで > 浦和市業務課 ☎829 - 1656 大宮市業務課 ☎647 - 8210 与野市下水道河川課 ☎858 - 0225 < 5 月1日以降 > さいたま市 下水道業務課 ☎829 - 1554
○ 下水道使用料	左記の納付義務者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 市役所において職権で変更します。	< 4 月末日まで > 浦和市業務課 ☎829 - 1656 大宮市業務課 ☎647 - 8210 与野市下水道河川課 ☎858 - 0225 < 5 月1日以降 > さいたま市 浦和総合行政センター 下水道水路課 ☎829 - 6174 大宮総合行政センター 下水道水路課 ☎647 - 8210 与野総合行政センター 下水道水路課 ☎858 - 0225
○ 犬の飼い主の住所	犬の飼い主	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4 月末日まで > 浦和市保健センター ☎824 - 3971 大宮市環境業務課 ☎647 - 8131 与野市環境対策課 ☎853 - 2211 (代) < 5 月1日以降 > さいたま市 生活衛生課 ☎829 - 1300
○ 墓地及び納骨堂の使用許可書	左記の使用者	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	< 4 月末日まで > 浦和市環境総務課 ☎829 - 1360 大宮市思い出の里市営霊園事務所 ☎686 - 3499 与野市ひかり会館 ☎852 - 5561 < 5 月1日以降 > さいたま市 生活衛生課 ☎829 - 1300 思い出の里市営霊園事務所 ☎686 - 3499 ひかり会館 ☎852 - 5561